**合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に**

**供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　奈良県木材協同組合連合会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 平成２５年　１月１９制定

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 平成２７年１２月　７改正

**第1 目的**

　本実施要領は、奈良県木材協同組合連合会（以下「本会」という）が平成２５年１

月１８日に制定した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」の７において規定する「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領」（以下「本実施要領」という。）の内容を定めるものである。

**第２ 本実施要領に基づく認定の対象**

１　次の証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。

1. 林野庁が平成１８年２月１５日に公表した「木材・木材製品の合法性・持続可

能性の証明のためのガイドライン」（以下「合法性ガイドライン」という）に示

された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明

1. 林野庁が平成２１年２月に公表した「間伐材チップの確認のためのガイドライ

ン」（以下「間伐材ガイドライン」という）に示されたコピー用紙の原料が間伐

材由来であることの確認

1. 林野庁が平成２４年６月１８日に公表した「発電利用に供する木質バイオマス

の証明のためのガイドライン」（以下「発電用ガイドライン」という）に示され

た森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により発

電用に供する木質バイオマスの証明

２　本実施要領に基づく認定対象者は、本会の会員である事業者及び本会の会員に所属する事業者とする。

３　２に規定する事業者以外の事業者については、別に定めるところにより認定することができる。

**第３ 合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に供する木質バイオマスの**

**証明に係る事業者認定申請書の提出**

１ 本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記１に定める「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」を本会へ提出しなければならない。

２　前項の事業者認定申請に要する費用は別に定める。

**第４ 審査及びその結果の通知**

１ 本会は、本実施要領に基づく会員等の認定のため審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。

２　審査委員会は、提出された「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」の内容について、第５及び各ガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する。

３　本会は、審査結果を申請者に通知するものとする。

**第５ 合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電用に供する木質バイオマスの**

**証明に係る事業者の認定要件**

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

（分別管理）

①合法性ガイドラインに基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材・木材製品等（以下「その他の木材」という。）と分別して保管することが可能な場所を有していること。

②入出荷、加工、保管の各段階において合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつその他の木材と混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

（帳票管理）

③合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。

④関係書類（証明書を含む）を５年間保存すること。

（責任者の選任）

⑤本取組の責任者が１名以上選任されていること。

**第６ 事業者認定書の交付及び公表**

１ 本会は第４に規定する審査により認定する事業者（以下「認定事業者」という。）

に対して、別記２に定める「事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として

登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を公表するものとす

る。

２ 事業者認定書の有効期間は、認定の日から３年間とする。

３　認定事業者は、第６に規定する事業者認定書の記載事項に変更があったときは、別記３に定める 認定事項の変更届を本会に提出しなければならない。

**第７ 証明事項の記載**

１ 認定事業者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材あるいは発

電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号並びに合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材あるいは発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスであることを記載し（別記４－１）、出荷先へ引き渡すものとする。

２ なお、別途証明書を作成する場合の様式は、別記４－２とする。

**第８ 取扱実績報告及び公表**

１　認定事業者は、別記５に定める「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電用に供する木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告書」等により、合法性ガイドラインに基づき証明された木材・木材製品及び間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱等に係る前年度分の実績を毎年６月末までに本団体へ報告する。

２　本会は、報告を取りまとめてその概要を公表する。

**第９ 立ち入り検査**

　本会は、必要に応じて認定事業者に対して、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材あるいは発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査するものとし、認定事業者は、本会から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど本会に協力しなければならない。

**第１０ 認定事業者の取り消し**

１ 本会は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。 また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を本団対のホームページ等に公表するものとする。

1. 証明書の記載事項に虚偽があったとき。

②　認定事業者から認定の取消申請があったとき。

1. 認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。

２ 本会は、認定を取り消したときは、別記６に定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

**附則**

 この実施要領は、平成２５年１月１９日から施行する。

**附則**

　この実施要領は、平成２７年1２月７日から施行する。